平成２５年（フ）第２７９号
大分県別府市野口中町５番５号　木村アパート203号
債務者　藤原　義治
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
大分市大字古国府187番地の３
債務者　井本　清美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８９号
大分市志村１丁目２番10号
債務者　平川　幸彦
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目16番３号
債務者　満倉　利勝
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
福井市東郷二ケ町第26号31番地
債務者　若木　一哉
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
福井県坂井市坂井町田島第５号16番地
債務者　池邑　　充
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
福井県鯖江市神中町３丁目７番26号　ＭＫマンション神中201、旧住所大阪市東成区大今里西２丁目３番２号
債務者　福岡　武志（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
福井市森田新保町第４号17番地　ファミールハウスＡ102
債務者　田中栄治こと　朴　　八郎
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
長野県伊那市西町4935番地
債務者　鈴木　理絵
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４１号
長野県伊那市美篶5061番地４　ヴィラウェステリア201号
債務者　山岸　　智
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県南あわじ市八木野原270番地
債務者　中川　公夫
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６号
広島県福山市松永町４丁目５番12号　サウスコーポ
債務者　高橋チカエ
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３６号
広島県福山市駅家町大字弥生ヶ丘10番地294県住１―102
債務者　金近須美子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第５０５号
神戸市兵庫区湊川町10―９―20　レオパレスカレンコート105、住民票上の住所神戸市中央区下山手通３丁目１番９号　コスモビル１Ｆ
債務者　李　　相琅
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３号
広島県福山市三吉町南１丁目15番６号　205
債務者　山田　　豊
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３７号
広島県福山市神辺町大字新湯野13番地12　セジュール新湯野202
債務者　北村由加利
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４５５号
熊本市北区高平３丁目44番27―603号　サンリラ清水町、前住所熊本市中央区子飼本町６番28号
債務者　鬼塚　逸博
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係